

男性の育児休業等取得割合の公表

令和8年6月30日

育児・介護休業法に基づき、以下の情報を公表します。

男性労働者の育児休業等と育児目的休暇の取得割合：100%

※対象期間：令和7年度

※厚生労働省の算出方法に基づく。育児休業開始日もしくは育児目的休暇の取得日が子の誕生日と同一年度ではない場合は、取得割合に含めていない。